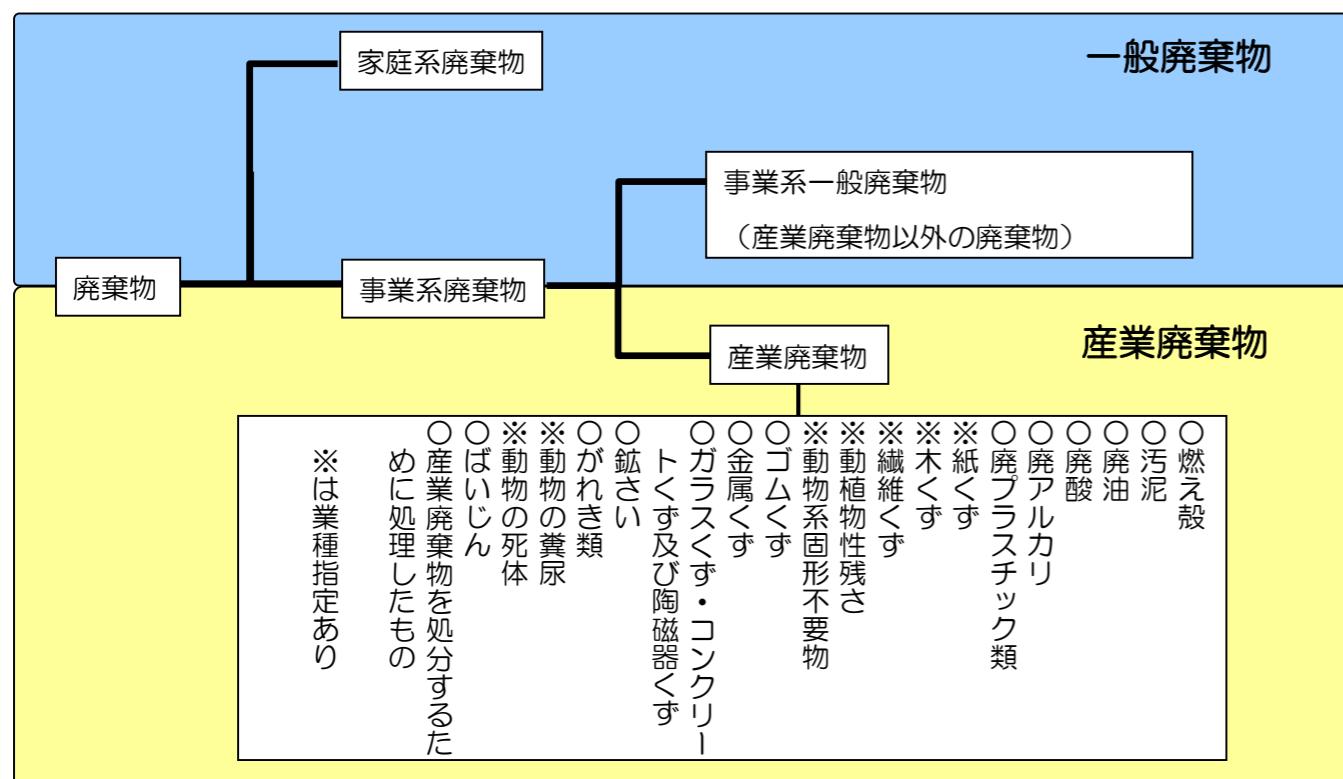


『不法投棄』は重大な犯罪です!!

1 廃棄物とは

廃棄物は、私たちの日常生活に伴って排出される「一般廃棄物」と事業活動に伴って生ずる燃え殻、汚泥など20種類の「産業廃棄物」に分類することができます。

廃棄物処理法では、「一般廃棄物」については、市町村が一定のルールを定め、計画的に処理することになっており、また、「産業廃棄物」については排出した事業者が自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託して処理しなければならないとされています。



2 不法投棄とは

ルールに従って処理することが面倒であったり、処理に係る経費を負担したくないために、廃棄物を山林や河川などに捨てる事例が後を絶ちません。

このような行為を「不法投棄」といい、山林や河川など他人の土地や公共の土地に廃棄物を投棄する場合だけでなく、**自己の所有地や借地に投棄している場合も含まれます。**

3 不法投棄が及ぼす影響

- 美観の低下
 - 河川や土壤、地下水などの汚染
 - 環境汚染による生態系への悪影響
 - 腐敗による悪臭、蠅・蚊などの発生

4 不法投棄には厳しい罰則があります

- 行為者に対しては……5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
 - 法人や個人の事業に関して不法投棄を行った場合、行為者のほかに
　法人に対しては……3億円以下の罰金
　個人に対しては……1,000万円以下の罰金
 - 不法投棄を行おうと着手した時点でも、不法投棄を行ったときと同じ罰則が適用されます。

5 土地の管理者として

行為者が不明な場合、不法投棄された廃棄物の撤去及び処分は、原則として土地管理者で行っていただきます。このようなことにならないためにも、**自分の管理する土地は、日頃から十分に管理してください。**

(例) ○フェンスやチェーンを設置して不法投棄を防止する

○不法投棄禁止の看板を設置して啓発する。

○廃家電、廃材、その他の廃棄物などを野積みしないようにするなど、自分の土地を清潔に保ち不法投棄を誘発しないよう努める。

6 不法投棄を発見した場合

不法投棄を発見したら最寄りの警察署又は土地管理者、若しくは廃棄物対策課までご連絡ください。なお、土地管理者は、速やかに市役所に通報する努力義務があります。



長崎市環境部廃棄物対策課 TEL: 095-829-1159 (直通)

不法投棄 110番（フリーダイヤル） 0120-530-996